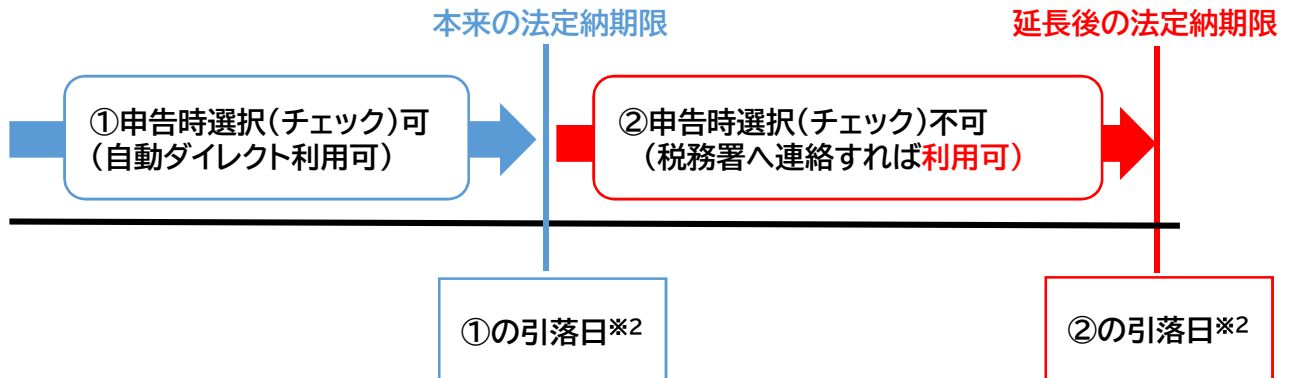


# 自動ダイレクトのご利用時にご注意ください

## 【自動ダイレクトの利用方法※1】



※1 利用可能な方は、ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方  
2 法定納期限当日に申告手続きをした場合は、翌取引日(利用可能額にご注意ください)

## ① 本来の法定納期限までに申告される方 または 本来の法定納期限当日に申告される方で、申告額が1,000万円※以下の方

※ 令和8年3月31日まで。詳しくは裏面Cを参照してください。

- (1) 自動ダイレクトを利用される方  
口座引落日は、**本来の法定納期限**です(延長後の法定納期限ではありません)。
- (2) (1)以外の方  
申告書作成時に、**自動ダイレクトのチェックを外してください**。  
納付手続きについては、裏面Bを参照してください。

## ② 本来の法定納期限より後に申告される方 または 本来の法定納期限当日に申告される方で、申告額が1,000万円※を超える方

※ 令和8年3月31日まで。詳しくは裏面Cを参照してください。

申告書作成時に、**自動ダイレクトを選択(チェック)できません**。

- (1) 自動ダイレクトを利用される方  
申告手続後、所轄税務署宛て開庁時間内(8時30分～17時)に電話でご連絡  
ください(裏面Aを参照してください)。  
※ ダイレクト納付の預貯金口座を複数登録されている方は、希望する引落口座もご連絡ください。
- (2) (1)以外の方  
納付手続きについては、裏面Bを参照してください。

## ③ 延長後の法定納期限当日に申告される方

上記②をご覧ください。

申告額が1,000万円※を超える方は、所轄税務署にご連絡いただいても自動ダイレクトは利用できません。

※ 令和8年3月31日まで。詳しくは裏面Cを参照してください。

## A 自動ダイレクトを希望される方

延長後の法定納期限決定後、同法定納期限に自動ダイレクトを希望される方は、処理に1週間程度かかる場合がありますので、お早めにご連絡いただくようお願いいたします。

※ 延長後の法定納期限は、確定しましたら国税庁ホームページでお知らせいたします。

## B 任意のタイミングで納付したい方

申告書送信後、メッセージボックスに格納される受信通知(納付区分番号通知)から「今すぐに納付される方」を選択し、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を行うか、他の納付手続により、延長後の法定納期限までに任意のタイミングで納付を行ってください。

**受信通知 (納付区分番号通知)**

納付内容を確認し、以下のボタンより納付してください。

※この手続きは、申告データの送信ではありません。

※納付手続の重複にご注意ください。  
選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ(外部サイト)において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

**申告等内容**

利用者識別番号	1234123412341234
氏名又は名称	国税太郎
受付番号	20240530224500240115
受付日時	2024/05/30 22:45:00
納付先	仙台北税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間	自 令和03年05月 至
合計金額	10,000円
徴収高計算書の送付の要否	送付不要

**ダイレクト納付**

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

### (参考)期日指定

- 1 「納付日を指定される方」で指定できる納付日は、本来の法定納期限までの日です。
- 2 本来の法定納期限より後の日を納付日として指定する場合は、別途、納付情報登録依頼の作成・送信後にダイレクト納付を行ってください。

## C 法定納期限当日に申告手続をする場合の利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。

2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。

